

官民競争入札等監理委員会
第4回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第4回官民競争入札等監理委員会

議事次第

日時：平成18年7月25日（火）14:30～16:20

場所：永田町合同庁舎2階 第2共用会議室

- 1．開　　会
- 2．「公共サービス改革基本方針」総論についての討議
- 3．各論についての各省ヒアリング
- 4．その他
- 5．閉　　会

落合委員長 それでは、定刻を若干過ぎましたので、開かせていただきたいと思います。本日は、第4回の「官民競争入札等監理委員会」ですが、田島委員、寺田委員、森委員が御都合のために欠席です。

今日のマンドートですけれども、まず最初に基本方針の総論について、前回の委員会での御議論を踏まえた上で事務局で修正してきました部分について御確認いただくというのが、まず第一であります。

第2のマンドートとしては、基本方針の各論として関係省庁からヒアリングを実施するというのを予定しております。

それでは、事務局の方から御説明をお願いします。

堀内企画官 それでは、基本方針の素案と留意事項について、御説明させていただきます。まず、各委員からの御指摘を踏まえた検討の前に、7ページでございますが、落合委員長から留意事項の位置付けにつきまして、先日私から閣議決定を基本的に考えていますと御説明させていただきましたが、実務の状況を見ながら弾力的に良いものにしていくという意味では、閣議決定よりはガイドラインという形で監理委員会において弾力的に決められる方が、ふさわしいのではないかと御指摘をいただきました。その場合の案としたしましては、国の行政機関等は監理委員会が自ら別に定める実施要項の審議に当たっての指針に留意の上、実施要項の案を作成するものとするという案文も用意させていただきましたので、これにつきましては後ほど委員の方々に御議論いただければと思います。

次に各委員の指摘を踏まえた修文でございます。8ページ、小幡委員から過剰な負担の趣旨が、官か民間事業者かわかりづらいとの御指摘でしたので、書き分けさせていただいているところでございます。

9ページにつきましても、モニタリングのやり方とか公表の扱いについて小林委員から御指摘がありましたので、民間事業者が自発的にやるニュアンスを出す形の修文をさせていただきます。

10ページ、新たに再委託の禁止等でございますが、この丸投げの禁止については、法案の審査のプロセスにおいていろいろ御議論いただいたこともございますので、これは政府の方針としてきちんと徹底しておくことが良いだろうということで、別添の扱いを変える場合には基本方針の中に盛り込ませていただきたいと考えております。

11ページ、我々はこういった新しい制度をつくる場合には、各省と協議する前に、各省に共通する制度を持っている役所、いわゆる制度官庁と言わせていただいておりますが、制度官庁と事前に相談しながら、制度をつくっていくわけでございます。その制度官庁から何点か御指摘をいただいておりますので、それに沿った修文をさせていただきます。

まず、11ページの5行目でございますが、地方公共団体の自主的、主体的な取組みを前提にするという趣旨を出してほしいということですので、こういった修文をさせていただきます。総務省からでございます。

同じく総務省からでございますが、複数の地方公共団体が共同で設置する方法もあり得るのですが、実態として例がないので、閣議決定で例として出すのはどうかということで修文の意見が出ております。

14 ページ、これも同じく総務省ですが、地方制度とは違った人事制度の観点ですが、雇用調整本部が置かれた場合、総務省が実質的な事務局を務めることになりませんが、文章をより正確に書いてほしいということで、こういった修文が来ております。

次に留意事項に入らせていただきます。2 ページ目、評価の方法につきまして、除算方式、加算方式、それ以外にもいろいろな類型が最近できているので、多様な方向を検討するようにという御指摘を小幡委員からいただきましたので、そのように直させていただきます。

情報遮断について違反があった場合に、公務員個人としてのペナルティーをきちんと書くようにということで、吉野委員から御指摘をいただいておりますので書かせていただいております。

次に3 ページの国有財産管理の部分でございますが、国有財産管理を所管する立場の財務省からの意見でございますが、「また」以下を削除させていただいております。ここは国有財産について書くところであるので、国有財産以外のことについて書くのは不適切ではないかということ。

後段のところに書いてありますが、これは国と同じやり方でやるということで、それは当然のことであるので、特にこういった公式の文書に書いておくほどのことではないのではないかとということで、削除の意見が出ております。

公共サービス従事者となることを希望する者に関する事項のところでございますが、入札参加資格の設定ですとか、落札者の評価につきましては、本来質の維持向上ですとか、経費削減の観点から設定されるものであり、職員の受入れについて、仮に留意することとしても、これは監理委員会で厳正にチェックすることになる。しかし、この部分でこのように書くと、おおむね認めてしまうような形に受け取られる。やはりそこは監理委員会がきちんとチェックする話なので、こういった形で特記するのはどうかということで落とすという意見になっております。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。

それでは、まず御意見を伺いたいと思います。最初に基本方針(案)の7 ページの一番上のところですが、この留意事項を基本方針と一体のものとしてその中に盛り込むかどうかですが、この点は基本方針から外して当委員会の実施要綱のガイドラインという位置付けにしたいということです。ただし、10 ページの再委託の禁止等という部分については、これは非常に重要なことでもありますので、基本方針に残すという形の修正をしたいということですがけれども、この修正につきまして、何か特段の御意見ございますか。

よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 それでは、そのような形にしたいと思います。

残りの部分につきまして、基本方針(案)及び留意事項につきまして、特段の御意見ございますでしょうか。

どうぞ。

逢見委員 留意事項の3ページの9で「民間事業者が職員を受け入れる」というところは、一律的なものではなくてサービスの性質によると思うんです。例えば老人福祉の場合、サービスを受ける老人の側も今までのサービスと事業提供者がごっそり代わって、今日から私が担当しますと言って全然知らない人が急に来ても、すぐにその人になじめないということがあり、民間が事業を引き継ぐ場合、今までやっていた職員を受け入れることが、むしろサービスを受ける側にとって円滑にサービスを受けやすいという性質のものもあると思うんです。だから、ここは画一的に考えるのはどうかと思います。登記簿謄本を発行する業務などは、人が代わっても全然問題ないと思うんですけれども、人が代わるとサービスの円滑な提供に影響が出る性質のものもあるのではないかと思います。その点はどうでしょうか。

落合委員長 その点につきまして、事務局の方から何か補足する点ございますか。

堀内企画官 まさにそういった特殊な事情が認められる場合もあると思いますが、この場合、「客観的に認められる特段の事情がある場合を除き不適切」というふうに、ある意味で一定のスタンスを出しております。また、「客観的に認められる特段の事情」とは何であるのか、明確に説明する責任が求められる。それはなかなか難しいだろうということ。それにつきましては、まさに実施要項と入札の評価等の段階で監理委員会の議を経るという形になっておりますので、そこは監理委員会の議で御判断いただくということであると思います。

逢見委員から御指摘いただいたようなケースを、一概に否定しているということの意味しているものではございません。

落合委員長 逢見委員、よろしいですか。

逢見委員 わかりました。そういう部分が監理委員会の中で反映されるということであれば、それは結構です。

落合委員長 監理委員会が評価する過程の中で、その点も必要があれば議論するということですね。

河事務局長 ちょっと補足しますと、今の結論で御理解いただければありがたいと思いますが、ここの文章から削った趣旨は、今おっしゃったようなケースを排除するというよりも、法律の条文の中からこういうものを書いてあることをもって、そもそも受け入れないと入札は不利ではないかとか、受け入れた方が有利ではないかとか、そういうことについて、そうではないんだということを丁寧にしておきたいというつもりで書いてみたんですが、そう書くとかえってその裏を読む人たちがいらっしゃる。そうすると、受け入

れない方がいいのかという議論になってもいかなものかということで消したというのが本当の思いであります。

それと、今、逢見委員のおっしゃったのは、まさにいろんなサービスの中で、若干私も知っている世界で言えばおっしゃるようなことは十分あると思うので、そのときはまさにどういうサービスがいいか、実施要項をどうするのがいいかというのは、それぞれ議論があると思いますので、それはまさに一般則の範囲の中で当然対応が検討されるべきものというふうに思っております。

これを消したのは、逢見委員の御意見の部分とはちょっと関わりなく、あらぬ誤解がどうも発生するのはよくないというところで消したというのが、率直なところであります。

落合委員長 ほかに御意見ございますか。

それでは、この基本方針につきましては、これを基に関係省庁との調整を進めるということにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 それでは、そのようにいたします。

引き続きまして、基本方針の各論というマンドートの2番目の方になりますが、まず事務局から各省ヒアリングの対象事業の概要につきまして、各論の中での位置付けも含めて御説明をお願いいたします。

堀内企画官 それでは、ヒアリング対象事業について御説明させていただきます。

絵を描かせていただきましたけれども、今回のヒアリングは対象事業の第1弾を選定するものでございます。第1弾に選定するものについては、基本的に規制改革・民間開放推進会議で3か年計画に盛り込んでいただいたことをきちんとルールの上に乗せる、言わば荷物の積んである貨車を自動車につなげて走らせるというのが、今回のヒアリングの趣旨でございまして、A駅、B駅、C駅、D駅とありますが、不断の見直しということで、その見直しに当たっては新しい荷物を積み上げていくという新しい作業がどんどん出てくるということのイメージを書かせていただきました。

資料2の横表に入らせていただきます。実際に規制改革・民間開放推進会議で議論されていた個別の事業について、効率的にヒアリングするという意味で選ばせていただきましたけれども、その考え方を簡単に御説明させていただきます。

今回のヒアリング対象事業については、真ん中の2番目の枠の中に書かせていただいておりますが、国民年金保険料収納事業を始めとしまして、印と下線が付いたものを選定させていただきます。その考え方でございますが、規制改革・民間開放推進3か年計画に盛り込まれているものについて、大体5つぐらいに分けられるのではないかとということで、まず、その3か年計画の中で、既に官民競争入札等の対象とすることが予定されているもの。

2番目はレアケースですが、3か年計画では書かれておりませんが、他の閣議決定、具体的には国の行政機関の定員の純減計画において、官民競争入札等の実施が明記さ

れているもの。

3番目でございますが、3か年計画で官民競争入札等、あるいは別の一般的な民間委託も含めまして、そういった民間開放を実施することを前提に今後検討を進めることとされているもの。

4番目でございますが、今「市場化テスト」のモデル事業を実施しておりまして、その結果も踏まえながら今後の扱いを検討することとされているもの。

5番目でございますが、規制改革・民間開放推進会議でいろいろ議論がされたわけですが、「市場化テスト」を実施する方向での結論が得られなかったもの。それ以外のももでございますが、そういった考え方で整理させていただいております。

今回、基本的には1、2、3番目までを議論していただくという形にさせていただいております。4番と5番につきましては、今、8月10日を目途に民間事業者や地方公共団体から意見聴取をさせていただいておりますので、それと併せて扱いについて検討させていただきたいと考えております。

残された事業でございますが、国民年金保険料収納事業等の官民競争入札等の対象とすることが既に予定されているものについては、具体的に中身が詰まっておりますので、残された主な論点といたしましては、入札等の方法でございますが、官民競争入札か民間競争入札かが残された論点として残っております。

2番目の登記関連業務につきましては、これは行政改革の一環としての定員純減が先に来ておりますので、入札の具体的な対象範囲ですとか、スケジュールや内容はまだ煮詰まっていないので、今後詰める必要があると思います。

3番目の統計調査につきましては、総務省で9月末を目途に、こういった形で民間開放していくのかという計画をつくっていくわけですが、それを詰めていく作業が残っているわけでございます。

なお、1の(3)のところで「アビリティガーデンにおける職業訓練事業」「『私のしごと館』における体験事業」は、今回ヒアリングの対象から外させていただきましたが、基本的にはハローワーク関連業務、本省の業務と論点が同じものなので省略させていただいたということで対象事業を選ばせていただきました。

説明は以上とさせていただきます。

落合委員長 ありがとうございます。

法務省からのヒアリング（登記関連業務）

落合委員長 まず法務省から登記関連業務につきまして伺いたいと思いますが、法務省の深山審議官、よろしく願いいたします。

深山法務省大臣官房審議官 御紹介いただきました、深山でございます。

落合委員長 時間は7分を厳守ということで、よろしく願いいたします。

深山官房審議官 時間が限られておりますので、早速説明に入らせていただきます。皮切りの説明は私の方からいたしまして、その後、後藤総務課長から引き続き詳細な説明をさせていただきます。

法務省におきましては、本年4月の行政減量・効率化有識者会議におきまして、業務の抜本的な見直し案として、全国に570か所ございます登記所における、いわゆる乙号事務、これは証明書発行等の証明事務です。これにつきまして、平成19年～22年までの間に「市場化テスト」を実施して、これによって現在、専ら乙号事務に従事している職員、これは昨年度末で1,181人おりますけれども、その削減が可能であるという案を提示いたしました。

この案につきましては、この有識者会議の最終とりまとめにおきましても、法務省の実施すべき改革として取り入れられまして、これに基づいて6月30日には閣議決定がされております。

したがって、今後法務省としてはこの改革を実現すべく、具体的な検討を進めていく必要がございますけれども、当委員会とも十分相談しつつ取り組んでまいりたいと考えております。

当方の現時点における改革についての考え方につきまして、後藤総務課長の方から説明をさせていただきます。

後藤法務省民事局総務課長 民事局総務課長の後藤でございます。よろしく願いいたします。

それでは、御説明させていただきます。まず、乙号事務と私ども呼んでおるものですが、登記事項証明書等の交付等の事務でございます。業務の概要としましては、コンピュータから出力するものとして、不動産登記であれば全部事項証明書、所有者証明書、地図等証明書等々がございます。それから、商業法人登記であれば、また現在事項全部証明書からいろんな種類の証明書がございまして、最後に印鑑証明書があります。

これは不動産登記と商業登記ということですが、コピーによって写しを出すものには、コンピュータ化されていない登記簿が若干ございます。事情があってコンピュータ化できないものがございます。それから、閉鎖したものもございます。それらは写しをつくって提供することになります。

閲覧に供するものもございまして、閉鎖登記簿であるとか、図面、地図等の関係については閲覧もでございます。これは登記所の執務室のわきに閲覧の場所がございますので、そ

ここで見ていただくこととなります。

そのほか、法令の規定によりまして、これらの不動産登記、商業登記に準じて行われている登記が、立木登記、船舶登記から始まりまして、各種財団登記、夫婦財産契約登記に至るまで各種あるということになります。

業務の概要としてはそういうものについて、申請者の方から登記手数料をちょうだいして、これらの証明書、謄本を交付、あるいは閲覧に供するということになるわけでございます。

規制改革・民間開放推進3か年計画における指摘事項では、登記事務の民間開放に関し検討する、閣議決定の方は、先ほど審議官の方から申し上げたとおり、1,181人を削減となっております。

現時点における検討状況ですけれども、入札の方法といたしましては、官民競争入札にするのか、民間競争入札にするのかは、現時点では未定でございます。民間競争入札ということで、私どもが入札しなくても必ずそこでどなたか実施していただける方がいるということであれば、勿論そういう選択もあると思いますし、その見込みが余りないということであると、だれもしないというわけには実際にはまいりません。全国570の登記所がございまして、登記所に行ってみただけでも、証明書を出してくれる人がいないという事態は、私どもとしてはあり得ないと思っております、だれかがやらなければならない事務であると思っておりますので、そこは入札の方法についてはまたこれから十分状況を見ながら考えていきたいと思っております。

入札の範囲につきましては、国の職員による判断を要する事務を除いて、すべてを委託する方向であります。国の職員による判断を要する事務と申しますのは、附属書類と私ども申しておりますけれども、登記の申請書類、例えば契約書とか印鑑証明書とか取締役会の議事録とかありますが、そういうものを附属書類と申しております、それについては利害関係を有する者のみが閲覧できるという仕組みにしております。その利害関係の判断については、国の職員が行う必要があると思っております。

入札等の実施時期については、平成19年8月以降に実施予定ということで、本年度中に民間委託について検討を行い、結果を踏まえて来年度に試行的に入札を実施し、更に20年度以降に本格的に入札を実施する方向で検討しております。

契約期間につきましては、現時点では未定ではございますが、早急に検討したいと思っております。

入札等の対象官署、事業所の数、所在地については、登記所自体は全国で今、570ございまして、乙号事務に専従している職員を有する登記所すべてを対象とする予定ですが、非常に小規模な登記所がございまして、3人とか5人しかいない登記所もございまして、そういうところは乙号事務の専任の者がおりません。つまり審査の事務をやっている職員が証明書の発行もしておるといいますので、そこは対象からは除外して考えております。

対象官署としては、地図情報システムというのを私どもでは今年から導入する予定としておりますけれども、地図と登記簿のデータとがコンピュータで一括して取り扱えるシス

テムを今、開発しておりまして、これが導入された登記所の中から選定することとしております。

20年度以降の拡大に向けた検討の方向性については、地図情報システムの全国展開に合わせまして、「市場化テスト」の実施を順次全国に拡大していくということで、1,181人を削減と申しましたけれども、乙号事務専従職員1,181人が存在するすべての登記所について「市場化テスト」を実施するということが検討したいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、各委員の方々から自由に御発言をお願いしたいと思いますが、時間の関係もありまして恐縮なんです、一応15時目途となっておりますので、御質問あるいは御意見ございますでしょうか。

増田委員 コンピュータで出力する証明書もあるようですが、例えば私どもの県の場合ですと、県税の納税証明書は、年間10万件の発行数のうち大体80%ぐらいは自動発行機で発行しているのですが、この商業登記ですとか不動産登記でそのような形で発行しているものはありますか。

後藤総務課長 東京、大阪、横浜等々、商業登記所については一部機械を置いておりまして、そこで入力はしていただきます。あと出てくるものは登記印紙と引き換えに窓口でお渡しすることになっております。完全自動ではありません。半自動で、一部取り扱っております。

増田委員 それで人手がかかっているわけですね。

あと6月末の閣議決定の関係で、1,181名の職員を削減するとおっしゃいましたね。登記の乙号事務の関係は、法務省の正規職員よりも、民間の協会職員などが携わっている方が多いのではないですか。

後藤総務課長 そうです。先ほどから御説明しているとおり1,181名ですが、協会の職員が800人ぐらい全国的にはおります。賃金職員も大体それぐらいは使っておりますので、全体のボリュームで見ますと二千何百人ということですよ。

増田委員 半々ぐらいですか。

後藤総務課長 乙号を担当している者は、例えば全部で15人ぐらいいるとしますと、そのうちの職員は3、4人ぐらい。あとは協会職員と賃金職員という感じで理解していただければと思います。

増田委員 わかりました。

落合委員長 ほかに、御質問、御意見ございますか。

本田委員 非常に恥ずかしい質問ですけれども、協会職員と賃金職員はどういうものなんですか。

後藤総務課長 財団法人民事法務協会という私ども所管の財団法人がございまして、そこにコンピュータの端末を打つ作業を業務委託しております。これは各局ごとに委託契約で、一通幾らという形で出来高払いで業務委託しております、その関係で入っている職

員のことを協会職員と私どもは呼んでおります。

賃金職員は、非常勤職員ということで法務省が雇っている職員ということです。

落合委員長 ほかに、御質問、御意見等があればお願いしたいと思います。

どうぞ。

小幡委員 今回の関係ですが、それを全部合わせて今回対象にするということによろしいですか。

後藤総務課長 そうです。1,181人の分だけを民間の方にやっていただくという意味ではなくて、全体で動かしている、その部分全体を民間の方に「市場化テスト」でやっていただくということです。

小幡委員 そうすると、協会とか非常勤とか個別にやっている部分も含めて出すということですか。

後藤総務課長 そう考えております。

小幡委員 あともう一点は、登記の関係については、法律上の対応は何か必要とお考えでしょうか。

後藤総務課長 根拠規定が要るか要らないかという点は、更に登記法との関係でもう少し整理しないといけないと思っておりますけれども、基本的には必要だろうと思っております。それ以外にも守秘義務等の関係からも印鑑証明書とかいろんなものを扱うため、必要だと思しますので、法の特例は必要だと考えております。

落合委員長 まだまだ御意見おありかと思っておりますけれども、予定の時間がまいりましたので、法務省に対するヒアリングを終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

総務省統計局からのヒアリング（統計関連業務）

落合委員長 それでは、総務省からの統計関連業務についてヒアリングをしたいと思えます。総務省の衛藤統計局長、よろしくお願いいたします。

なお、時間が限られておりますので、恐縮ですが、10分ということをお願いいたします。

衛藤総務省統計局長 説明時間が10分ですか。

落合委員長 はい。済みませんけれども、よろしくお願いいたします。

衛藤統計局長 統計局と統計センターを10分でというお話で、かなりはしよりにはしよりのということで、若干、早口になると思いますが、よろしくお願いいたします。

統計局としては民間開放、この「市場化テスト」を積極的にやりたいということで、統計は今、かなり抜本改革が進んで、制度全体の変革期でございます。政府の統計から国全体の情報基盤というようなことで、統計制度の改廃をもっとスムーズにやったらどうかとか、行政情報の活用を考えたらどうかというようなことがございまして、現在、政策統括官の方で統計法改正に向けて準備をしているということでございます。

局の方は、実査でございますので、統計調査の実査に即して御説明申し上げます。

統計行政の分野におきましても、厳しい行財政事業の下、産業構造の変化に対応した新たな統計の整備、例えば第3次産業、サービス業でありますとか、この辺はもうちょっと統計調査が必要ではないかというようなことで、サービス業とか、経済全体の経済センサスに向けての準備をやっているということでございます。そういう中で、民間事業者の創意と工夫を活用した効率化は極めて重要ということで、積極的に民間開放を考えていきたいということでございます。

ただ、統計の方は、これにつきまして若干特質がございますので、その辺を御説明申し上げたいと思えます。

勿論、統計でございますから、正確性・信頼性。勿論、迅速性もでございます。それから、最近でございますと、調査対象である国民のプライバシーでありますとか、企業の秘密保護を考えた上でやる必要があるということでございます。若干、統計づくりににつきまして御説明申し上げます。統計づくりと申しましても、皆様方は通常、調査対象である世帯、企業に調査票を記入してもらって、一定期限内に提出もしくは調査員がこれを取り集めるという活動であると認識されていると思えますが、これには舞台装置が必要でございます。

若干、これについて申し上げますと、まず1点は、先ほど申し上げましたが、国民の理解と協力。統計法で、指定統計の場合には申告義務がございますが、この申告義務を振りかざしてやるというようなことはなかなか実際にはできないということでございます。

したがいまして、国民なり企業に調査を受託してもらって、正確な記入をして、期限内に出してもらう、申告してもらう。その際、先ほどの個人情報の保護といった担保がないと協力が得られないということで、統計法で目的外使用の禁止とか、調査員は一応、非常勤の公務員になりますので、公務員の守秘義務がかかります。いずれにしましても、訓練

された調査員が熱心に働きかけて、丁寧な説明でデータを得るとというのが根本でございます。

そういう中で、調査をやるといっても、もうちょっと細かく見ますと、企画の段階で調査項目をどうするか。それから、標本設計。国勢調査以外でかなり大事な統計というのは、標本調査といえますか、20世紀以降に発達しました標本理論にのっとってやっているわけございまして、その場合、母集団のフレームからどういうふうな標本を抽出してやるか。そういう中で、実査が問題になります。

実査の中での問題は、やはり調査の依頼、それから調査票回収をいかにうまくやるか。言ってみれば、これはオペレーションでありまして、オペレーション管理がまず大事だと。昨年の国勢調査にもございましたが、調査票の回収が難しいというようなことで、こういった問題をどうクリアーするか。

それから、自然災害などもございますので、では、オペレーションの方をどうやっていくか。昨今でありますと、梅雨前線が停滞して大雨になっている。昨日今日の状況で言いますと、例えば鹿児島の出水市。昨日もテレビ等でやっているように、ここはたまたま無作為調査の対象市町村なんです。そうすると、家計調査、小売物価統計調査の対象になっているわけございまして、こういうところは、では、経常調査の7月分の結果が出せるのかというようなことで、今朝聞きましたところ、7月分は大丈夫だけれども、これ以上、大雨の被害が続くと厳しいというような状況がございまして、そういった場合、どうするのか。言ってみれば、オペレーション管理というようなことで統計調査を見ていただきたいということがございます。

それから、今日の後半部分でございますが、統計センター。集計といっても、ただ回収された調査票をコンピュータに入れ込んで結果表を出せばいいというだけではなくて、実はこれにも前提がございまして、まずは調査票をクリーンにする必要がある。そうでないと、機械によりまして一定の処理が不可能でございます。そういったところで、わからない記入があったときに疑義照会をしたりとか、最近ですと、産業構造の話先ほど申し上げましたけれども、職業分類、産業分類。それから、家計調査でありますと家計収支の分類といったものはちゃんと決めなくてはいかぬ。

いずれにいたしましても、コンピュータがどんどん新機能を持ってやってきますので、コンピュータの操作をちゃんとやった上で結果公表をするというようなことございまして。

調査の流れを申し上げますと、企画は統計局。実地調査は県なり市町村、それから調査員というようなことございまして、集計は独立行政法人の統計センター。そこから上がってきた結果表を分析・公表して統計局が出すというようなことで、国と地方が一体となって、また、国でも行政機関と独法が一体となっているというようなことございまして。

したがいまして、今般のあれで、今日は私どもが説明申し上げているわけございまして、その前後に登記の関係とか、社会保険がございましてけれども、基本的に統計調査とい

うものは行政サイドから企業、国民に向かって情報を獲得するという行為でございまして、したがって、このオペレーションをいかにうまくやるか。回答率をどう上げるか。また、危機管理をどうするか。

一方、私も登記を十分に存じているわけではございませんけれども、こういった住民サイドが登記所なり役所に出かけて、もしくは社会保険事務所に行って登録などをすることで、アクションのスタートが根本的に全然違います。統計調査の方は実査の成否が命というようなことでございまして、そのために市町村なり調査員の方と連携しながらうまくやっていく必要があります。統計調査は生きたものでございまして、こういった非定型の調査事務をいかにうまくやるかがみそというわけでございます。

1点だけ申し上げます、指定統計は現在、国の重要統計として55本動いているわけでございます、統計局は、このうち13本を扱っているということでございます。

次に、先ほど申し上げましたように、統計には先ほどの正確性、迅速性、それから秘密保護がございまして、そういう中で、今回の公共サービス改革法とも絡んで、民間開放・市場化テストをどう推進するかということがございます。

指定統計調査の民間開放・市場化テストの推進に当たりましては、勿論、各議決定を受けて対応するわけでございますが、一方で課題がございまして、3点ほど御説明申し上げたいと思います。

第1点目。これは正確性に絡むわけでございますけれども、民間に委託した場合の精度確保をどうするかというようなことで、現在、試験調査、個人企業経済統計調査など実際に検証して、これらを見ているわけでございます。そういう中で、正確性の確保、調査票の回収率、記入状況等を見ます。また、調査客体から見た信頼性がどうであるか。それから、業務履行が適切であるか等について見ていきたい。

ただ、私どもはこれをもってリトマス試験紙的に、だめだったから見込みがないというものではなくて、この試験調査によりまして、どういうふうに課題をクリアーしていけば、この民間開放・市場化テストが進むか。そういう観点で、現在、試験調査等をやっておりますが、これをウオッチしているという段階でございます。

2点目が、民間事業者に求めるべき条件、入札・契約の際に提示すべき事項の具体化でございまして、民間事業者の現状を把握した上で、これをちゃんと検討していこうというようなことで、業界団体からのヒアリング等を現在進めているということでございます。

3点目でございますが、この公共サービス改革法の立て方として、国と地方を峻別したような分け方ができ上がってございます。ただ、統計の場合には、先ほど申し上げましたけれども、地方の方に法定受託事務としておろしているというような状況でございますので、こういった状況をどうするのか。国に一度、引き上げた上で契約等をした方が一律性が担保できるのではないかというようなこともございまして、この辺につきましては、また地方公共団体からのヒアリング結果等を基に、実情を踏まえた検討を進めようかということでございます。

そういうようなことで、今年の3月からは「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」を、この局内に設けて、竹内啓先生、大橋豊彦先生、舟岡史雄先生などが参加されておられますが、ここを中心に動いているということでございます。

いずれにいたしましても、今後、法律に基づきます公共サービス改革法の基本方針の下、9月までに計画を固めるというようなことでございますので、内閣府と相談しつつ、現実の課題を一つずつクリアしながらやっていきたいというところでございます。

時間が大分押してきたようですので、あとは独立行政法人統計センターでございますけれども、一番最初に申し上げましたように、集計部門はここでございます。

統計センターの使命は、総務省を始めとする各府省や地方公共団体が実施する統計調査の集計業務を、正確性、迅速性、信頼性を確保しつつ、安定的に実施するということで、平成15年に独法としてスタートして、現在909人でやっております。お金の方は、運営費交付金として約九十五億円をいただいております。

業務の流れでございますけれども、集計業務というのは、大体、どの統計調査でもおおむね共通しております。調査票の受付・整理をした上で入力に入るわけでございますが、これはやはり単純な労働集約的な事業ではなくて分類符号の格付というようなことで、産業分類、職業分類等々の分類をちゃんとやって、クリーンなデータでデータチェックをした上でコンピュータに入れるというようなことで、その後、結果表の作成・審査というようなことでございます。

いずれにいたしましても、かなりの専門性が要求され、また一方で、万が一にでも個票データが漏れたりしてインサイダー取引みたいなことになったら大変でございますので、厳格な情報管理をやっているというようなことでございます。

落合委員長 それでは、その辺のところ、あとは質問の中で御説明をいただくということにしたいと思います。本当にありがとうございました。

それでは、各委員の方々、御質問・御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

3月に閣議決定されまして、その閣議決定後の検討の進捗状況はどのような感じなんですか。

衛藤統計局長 既に決まっていたわけなんですけど、試験調査をやろうというようなことで、個人企業経済調査、それから、科学技術研究調査。これは直轄のメールの調査でございますが、その準備は実は前年から進んでいまして、3月に研究会が立ち上がって、勿論、閣議決定があったわけでございます。

今年に入りましてから、試験調査に係りますような項目を中心に検討して、一方で民間の業者団体といいますか、類似の事業というのは、例えば日本世論調査協会、それから、マーケットリサーチというものがありましたので、その2か所から聞いて、大体、マーケット状況はどうかというような勉強などをやっていたというのがこれまでの状況でございます。

落合委員長 そうしますと、進捗状況は、仮に、優、良、可、不可と評価すると、どの辺になりますか。

衛藤統計局長 我々は、とにかく一歩ずつやらなくてはいかぬという前提でございますので、我々としては自信を持ってやっているというようなことで、できたら優をいただきたいと思っています。

落合委員長 どうぞ。

斉藤委員長代理 全くわからないままの質問なのですが、お話を聞いて、守秘義務とかそれはわかりますけれども、それ以外のところで、なぜ国でやらなければならない業務なのか。国でやる業務と、国でなくてもできる業務というふうに、中で整理したことはありますか。

衛藤統計局長 なぜかというのは、半分はやはり歴史的にきているというのが事実だと思いますけれども、昨今、こういった問題が出てきていますので、今まではちょびちょびだったと思いますけれども、民間にお願いできるものはこれからやろうというようなことで、今、精査しているというような段階でございます。

ただ、いずれにしましても、正確性、迅速性、それから秘密保護というような観点で、誤解を受けてもいかぬのですが、やはり企業なり国民の皆様方の、公に対する信頼というのは、客観的に見て、これまでは少なくとも高かったというようなことがございますので、これからどうなるか、また状況は変わってくるんでしょうけれども、そういう経緯でやってきたということでございます。

小林委員 1点だけ確認させていただきたいんですけれども、地方公共団体の法定受託事務のことなんですけれども、これを国に引き上げてというようなお話がありましたけれども、その進め方といいますか、その検討はどのくらい進んでいるんでしょうか。

飯島総務省統計局調査企画課長 現状では法定受託事務として出している部分でございます。ここは今後、民間開放する場合にどういう形でやるのがいいのかというのは、今、統計局の中に設置しております研究会で専門的な議論をしていただいているところでございまして、前回、民間の調査会社からの現状のヒアリングをいたしまして、次回の研究会では地方公共団体からの実情をヒアリングしたり、そういうようなことも踏まえながら、研究会において検討してまいりたいと思っております。

また、その過程の中で、内閣府とも十分に連携を取りながら検討を進めていきたいと考えております。まだ、現状でどういう方向になるかというのは出ておりません。

落合委員長 ほかに、ございますか。

どうぞ、お願いいたします。

本田委員 指定統計が55あって、統計局で13ありますね。それで、この統計センターというのは、指定統計の55を全部やっているんですか。

衛藤統計局長 今の段階では、統計局関係の13本の系統だけです。

あと、受託製表というものも昔からありまして、例えば人事院の官民の給与比較調査で

ありますとか、あとは何ですか。

佐伯独立行政法人統計センター総務課長 経産省の商業統計とか、厚生労働省の賃金構造統計とか、国土交通省関係の大きなものをやっております。

本田委員 今年度、一生懸命、二つの統計の試験調査をやって、それで市場化テストを進めるには、どう課題をクリアーしていくかということなんですけれども、基本的には、統計局だけではなくて、国のこの指定統計の55をどうするんだというのが1番の基本ではないでしょうか。そこのところを統計局のみの、しかも個別調査についてちょちょここというのはどうなんでしょう。そういうことに関する皆さんの考え方はどういうふうになっていますか。

衛藤統計局長 一応、我々は国勢調査を始めとして国政の基本に関する統計をやっていますので、やはり、ある程度、この統計局がリーダーといいますか、先行的なことがございますので、まず、我々の方からできるものをやりましょうということです。

なぜ、個人企業とか科学技術かといいますと、やはり実際の調査を考えると、世帯調査というのは大変なんです。そういうことで、小規模の企業に関するものというようなことで、個人企業。例えば町工場でありますとか、理美容とか、あの辺が対象になっている調査でございますが、そういうものからやって、ただ、将来性がなくてはいかぬというようなことで、世帯に関する調査もどのぐらいできるのかというようなことで、世帯に関する試験的な調査も、この春以降、準備をしてございます。

飯島調査企画課長 統計局が実施しています指定統計につきましては、この3月の閣議決定におきまして、今後、民間開放・市場化テストを実施するための計画は今年度前半までにつくっていくということでございますので、個人企業経済調査、それから、科学技術研究調査以外の統計局所管の指定統計につきましても、併せて今、民間開放・市場化テストに向けていろいろ検討しているという状況でございます。

本田委員 これは、統計局へ申し上げるのか、別の省庁に申し上げるべきなのかわかりませんが、国の指定統計55が果たして要るのか要らないのか、各省でやっておられるものがいっぱいあるわけで、その整合性といいますか、ダブリだとか、いろんなものがあると思います。

この一つひとつの小さなものだけ取り出して云々ではなくて、そちらの方もどんどん進めていかないと、切り売りみたいなことでは大変です。「市場化テスト」に参加しようという企業から見れば、いろんな能力が要るわけですから、これは皆さんの方に申し上げていかどうかはわかりませんが、もちろん、ちょろちょろというよりはトータルでどうしていくかということを中心に考えてもらわないとまずいのではないのでしょうか。

衛藤統計局長 一番最初に、今、統計制度全体の改革の潮流というような話を申しあげましたので、まさに今、先生がおっしゃっているように、2年前、内閣府の方で東大の吉川先生がやっておられる統計制度改革検討委員会がございまして、政府のための統計から国民全体の情報基盤というようなことで、今、55本という話が出ました。

そこで、一番最初に問題になったのは、統計のリソースをどう扱うべきかというようなことで、例えば産業構造から見て、農林水産関係のリソースがちょっと過大に回っているのではないか。あの辺を整理した上で、むしろ欠けているサービス業とか、環境統計、観光統計というものも、むしろやるべきではないかというようなことがございまして、現在、政策統括官の方で統計法の改正に向けて準備をやってございまして、まさに先生がおっしゃった、そういった統計の司令塔といいますか、ヘッドクォーターをちゃんと設けた上で、統計の制度改革を含めてやれるようにしようというようなことで、そういう根本問題も含めてやっているというようなことでございます。

飯島調査企画課長 済みません、1点補足です。

統計局で持っている指定統計は、勿論、全体の一部でございませけれども、かなり大きな調査も含めて持っておりますので、現在、私どもが進めております検討の中身、試験調査で得られたノウハウといったものも含めて、ほかの省の指定統計にも活用していただけるように情報は提供していきたいと思っておりますし、また今後、統計法の改正等の見直しもございまして、その辺は私どもの方も政策統括官の方とよく相談しながら前向きに進めていきたいと思っております。

落合委員長 では、よろしいですか。

どうぞ。

榎谷委員 例えば国勢調査の17年度の予算額660億円については、どこからどこまでにこの660億円が予算として入っておりますか。直接のコストなんですか。

衛藤統計局長 昨年10月に実施したものでございまして、昨年1年度限りで、実査に関する用品とか、広報とか、あと、調査員の手当が大きいです。

榎谷委員 ということは、例えば国勢調査を「市場化テスト」にさらすということは、この660億円が対象になるというふうに単純に理解してよろしいんですか。それとも、統計局の中の一部のものも入ってくるのか。その辺はどこまで理解すればいい話なんですか。もし今、検討をされているのでしたら教えていただければと思います。この国勢調査でなくてもいいんですけれども、それぞれ金額が何十億円というレベルですが、どうなんでしょうか。

田口総務省統計局総務課長 予算額は、実は国の経費もございまして、今、指定統計調査の「市場化テスト」につきましては企画を除いた実査の部分と聞いておりますので、そのお金で言いますと、地方公共団体に委託する部分について、大ざっぱに言えば、その代わりに民間に出すというようなことになるかと思っておりますけれども、大体、それで言いますと、9割程度が地方公共団体に払うお金ということになってございまして。そのうち、かなり多くの部分が調査員の手当として支出されるという感じで御理解いただければと存じます。

榎谷委員 今の本田委員の御質問に関連するんですが、末端の部分をそれぞれ入札してしましますと、根本の660億円が対象ではなくて、本当に末端の部分だけがばらばらに対

象にされて、大した効率化ができないのではないかと思いますけれども、より効率化できる、より予算が削減できるような「市場化テスト」の在り方も、是非、御検討いただけたらと思っております。

そういう意味では、どういうことをやっていらっしゃって、どういうところにコストがかかっているのか。その辺も、是非、洗い出していただけたらと思います。

落合委員長 その点は、是非お願いしたいと思います。

そうしますと、まだ御意見・御質問があるかもしれませんが、予定の時間がまいりましたので、本日のヒアリングは終了ということにしたいと思います。総務省の関係者の方々、どうもありがとうございました。

厚生労働省社会保険庁からのヒアリング（国民年金保険料収納業務）

落合委員長 それでは、引き続きまして、厚生労働省社会保険庁から国民年金保険料収納業務について、伺うことにしたいと思います。

社会保険庁の中野課長よろしくお願いいたします。

なお、時間の関係もありますので、説明を5分でお願いしたいと思います。

中野社会保険庁運営部企画課長 それでは、御説明させていただきます。

冒頭におわびを申し上げますが、担当の運営部長の青柳、年金保険課長の鈴木は、急遽大臣の下での会議が入りまして、私「市場化テスト」の担当課長をしております中野と申します。私から御説明させていただきます。

資料の方は、順次御説明申し上げていきたいと思っております。

「社会保険庁改革の在り方」と「納付率向上に向けた戦略」という二つの資料がお手元にあると思っております。これに従って、私どもの国民年金保険料収納事業にかかる「市場化テスト」の取組みについて、御説明させていただきます。

まず、資料「社会保険庁改革の在り方」をごらんいただきたいと存じますが、現在、社会保険庁は、抜本的な改革を進めておるところでございます。解体をして、今、新組織に向けた改革作業を進めております。

左側をごらんいただきたいと存じますが、社会保険庁は、現在「政府管掌健康保険」「公的年金（厚生年金・国民年金）」「船員保険」の三つの社会保険事業と、行政事務に当たる「保険医療機関の指導監督等」といった業務を担当しております。これらの業務を分解してまいります。

右側に新しい組織の図がございますが、政府管掌健康保険につきましては「全国健康保険協会」という民間の法人が業務を担っていくという形に改めます。

年金事業については「ねんきん事業機構」という新たな組織になります。

そして、行政事務については、下の方でございますが「厚生労働本省（地方厚生局）」が担当いたします。

この移行の過程で、中間にございますが「組織のスリム化」を行ってまいります。組織のスリム化として、約6,300人の人員削減を行ってまいります。

その内容として、一つはコンピュータシステムの改革によりまして、業務そのものを減らしていくというものです。

「市場化テスト」等、あるいは外部委託の拡大による組織のスリム化。

そして、ブロック化による業務の集約化。

こういった大きな三つの柱によりまして、組織のスリム化をしていくことにいたしております。

この中の一つの大きなものとして「市場化テスト」あるいは外部委託の拡大というものが位置づけられております。

次に、資料「納付率向上に向けた戦略」をごらんいただきたいと存じますが、国民年金保険料収納事業について、どのような取組みをしているかということの要点だけお話しします。

左側にご覧いただきますように、国民年金保険料について、さまざまな納めやすい環境づくりをしまして、なお未納の方がおられますが、その方々は「未納者」と書いた部分ですが、市町村からいただいた所得情報に基づいて、高所得、中所得、低所得を私どもの方で評価、判別をさせていただいた上で、それぞれの方々の特性に応じた対応を講じています。

「中間層」の部分が一番量が多い部分でございますが、その方々に対して、納めていただくための納付督促など、さまざまな取組みをいたします。矢印で右端の方にまいりまして「市場化テストによる民間ノウハウの活用」とございますが、中間層の部分について「市場化テスト」によって収納をしていただこうと思っております。

それでもなお納めていただけない方で、納付する経済力がある方については、上向きの矢印でございますが、強制徴収という形で、行政機関である新しい組織が強制徴収を行っていくという取組みをしております。

プライバシーとして、センシティブな情報である低所得者に対する督促の部分も、行政機関が実施をするという役割分担をし、中間層の厚い部分について、民間のノウハウを活用させていくという取組みを考えております。

落合委員長 ありがとうございます。

それでは、各委員の方から御自由に発言をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

逢見委員 社会保険庁改革として、政管健保については全国健康保険協会、年金についてはねんきん事業機構と主体が変わっていくわけですが、納付の民間開放は、改革が行われた後は、健康保険料については全国健康保険協会、年金保険料についてはねんきん事業機構がそれぞれ委託するというか、発注するという形になるわけですか。

中野企画課長 政府管掌健康保険と厚生年金保険は、事業所を適用いたしまして、従業員の保険料を納めていただく部分でございます。そういう意味で、現在も共通の業務として行っておりますので、その適用と徴収の部分は、ねんきん事業機構が行いまして、徴収した健康保険分の保険料を全国健康保険協会の方に渡すという形になってまいります。

逢見委員 もう一つは、免除についての不正手続がありました。この問題に関連して、2枚目の図でいうと「低所得層」のところの免除手続は、引き続き民間開放ではなくて本体業務として行う、「中間層」のところ「市場化テスト」にかかるという理解でよろしいんですね。

中野企画課長 はい。ここでいう高所得層に対する強制徴収、低所得層の方々に対する免除の勧奨業務、この部分を行政機関としてのねんきん事業機構が行っていくということでもあります。

逢見委員 もう一つよろしいですか。

落合委員長 どうぞ。

達見委員 そうすると、実際に行ってみたら免除に該当するような人がいて、中間層なのか免除に該当する低所得層なのかという、グレーみたいなところはあると思うんです。そういう仕分けの業務というのは、どのようになるのでしょうか。

唐川社会保険庁運営部年金保険課室長補佐 国民年金事業室で室長補佐をしております唐川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの御照会の件でございますが、現在、所得情報を基に未納者をまずこういった「高所得層」「中間層」「低所得層」という形で三つに分けるグルーピングをした上で、「中間層」に係る未納者リストを「市場化テスト」の業者の方にお渡しする。その段階で、市町村からいただいた所得情報でもって、ある程度低所得層の方というのはふるいにかけて、それを基に官が免除勧奨を行っています。ところが、受託者が納付勧奨を進める中で、失業であるとか、急遽事情変更で特例的に免除に該当する方が出てこられた場合は、免除該当者という方のリストを毎月官の方に御報告いただく。それを基に、引き続き国の方で免除勧奨をしていく。そういう流れで、現在も官民で連携をとって、事業をやらせていただいております。

落合委員長 ほかにございますか。増田委員、どうぞ。

増田委員 高所得者層も最初から強制徴収するのではなく、事前に督促をするんですね。ですから、そこを今回民間に市場開放するという理解でよろしいんですね。

唐川室長補佐 民間に市場開放する部分は、あらかじめ私どもで所得を基に、強制徴収対象者と位置づけた方以外をお渡しするということになります。

増田委員 資料では「中間層」の部分を民間開放するように読めるのですが、当然、高所得者層も、事前に督促をされるのだらうと思うので、そこは民間開放の対象になるという理解でよろしいんですね。

唐川室長補佐 おっしゃるとおり対象になり得るところではあるんですけども、現在のモデル事業では、基本的に組織として、どこまで強制徴収に対応でき得るか。やはり社会保険事務所のもろもろの体制によって違いまして、ある程度独自の選定基準なりを引かざるを得ない、体制上の理由等があるんです。そういった中で、それぞれが我々のところで、ここまで強制徴収の対象とするという形でやっております。結局、業者が今の段階では督促をして、それで制度に対する明確な拒否が固い方については、その段階でお返しただいて、我々がそれらを強制徴収にのせていくという流れで現在行っているところです。

増田委員 今、私が言いたいのは、おっしゃるとおり強制徴収とか免除というのは、一番最後にわかってくる話なので、実は最初の段階ではかなり幅広く民間が担うことができるのではないかということです。もう何度催促しても、民間の英知を絞っても、強制徴収でないにだめだという段階で、官側にお戻しして、初めてそういう手続に移っていく。免除の方も、大体市町村の情報でわかるとは思うのですが、実際のところは、行ってみない

とわからないところがあるかもしれません。強制徴収や免除の手続は、官側でという考え方はわかるのですが、そこにいくまでは民間の方に幅広くやってもらう方がいいと思います。

要は、こういうのはできるだけ幅広く民間に委ねた方がいいのではないかという考え方があって、大体役人というのは、取りっぱくれてもちゃんと生きていけるので、こういうのは余りまじめにやらない。自治体も同じことがあります。そんなことをいって、お前のところはどうかと言われても困るんですが、やはり民間は取りっぱくれると、会社がつぶれてしまいますので、必死になって取るというところに、英知を使うという意味があると思います。

ですから、構えとしては、今、納付率が60何%ぐらいしかいってなくて、モラルハザードがあれだけ言われているわけですから、社会保険庁の解体、再編を是非成功させていたいただきたいと思うんですが、こういう部分については、できるだけ民間の知恵を生かすという形でやられた方がいい。こういう改革で大きく変えるときに、本当にチャンスだと思います。ですから、是非そういう形でやられたらいいのではないかと思います。

以上、私の意見です。

落合委員長 本田委員、どうぞ。

本田委員 昨年9月からモデル事業をやっていらっしゃるわけですね。どの事例でもいいんです。私は感心したんですけれども、例えば弘前で予定価格が6,300万円弱で、実際の入札価格は4,100万円。加えて質の問題で、かなりいろんな項目を付けたのに、弘前の例は800点満点なんです。現実に10か月以上経つんですけれども、実際どういうさまざまな評価をされているのかなというのが1点です。

もう一点は、例えば弘前でも足立でもいいんですが、今までその仕事をやっておられた職員の方は、どうされているのか。

その2点をちょっと教えてください。

唐川室長補佐 まず1点目の評価の件でございますけれども、弘前の納付状況についてどうかという点につきましては、現在9か月程度終わった段階での納付状況を承知しておりますが、それまでのいわゆる官の実績と比べまして、若干それを上回る程度の数字で現在事業を行っていただいています。したがって、価格の面においても、かなりのコストダウンが図られました。このまま最終的に事業が終わった段階で、評価すべきであろうと思うんですけれども、現在の段階では5か所すべてにおきまして、ほぼ官と同等の実績もしくは若干それを上回る程度で推移してございます。

ただ、単にそれだけにとどまらずに「市場化テスト」全体で見てどうか。今おっしゃった、それまで業務に従事していた者がどうなったのかとも関連するんですけれども、やはり納付督促という行為を民間事業者にやっていただいた段階で、我々の想定外に多く出ておりますのが、やはり民間の会社からこういう御案内をいただいた。いざ、自分の財布を開けてお金を払うと思うと、まず官に確認するという方が多く、社会保険事務所に相当な数の照会がありパンクしそうな状況にある。事務所の職員は今までの部分を削減して、そ

こは定員を外したんですけれども、残った者で対応できるのは悲鳴が出るくらい大変です。

やはり今まで無関心だった人に、はっきり目を向けていただいた。これは非常に大きな効果であろうかと思うんですけれども、ただ、実際にお金を納付しようという段階になってくると、「民間のこういう会社から、こういう照会があったけれども、本当か。確認してくれ。」やはりそういう照会が社会保険事務所の方にきてしまっているという部分がございます。そういう面において、全体で見て総括的に評価しなければならないのかなと思います。単にそのまま定員削減としていいのかどうかという問題としては、ちょっと難しい部分がある場合がございます。

2 番目におっしゃいました、前の職員の部分というのは、もう定員削減という形で、ほかの事務所へ、強制徴収をやっているところに振り向けております。

落合委員長 吉野委員、どうぞ。

吉野委員 この数字の見方を整理して、もうちょっとわかりやすく教えてほしいんですけれども、人数なんですけれども2万9,000人が約1万人程度純減で、民間にもしいくとすると、そのいく仕事の部分は何人ぐらいですか。2ページ目に書いてある「効率化により強制徴収へ要員シフト」というと、どこからどこへシフトするんですか。この図でいうと、どういう話になるんですか。

中野企画課長 この図の中間のところで「組織のスリム化」という部分がございます。この中の国民年金の収納業務にかかる「市場化テスト」の活用によりまして、トータルで3,400人から3,500人の削減を見込んでおります。そのうち、正規職員が800～900人と見込んでおります。そのほか、もろもろのスリム化がありまして、ねんきん事業機構としては、非常勤職員5,000人を加えて1万8,000人の規模で事業運営をしていこうという計画をいたしているところでございます。

吉野委員 ねんきん事業機構は1万8,000人とありますね。これはここと重複するんですか。

中野企画課長 現在、左側の約2万9,000人でございます。新しいねんきん事業機構は、右側の方の図にありますように、約1万8,000人。そして、全国健康保険協会の人員の規模としては3,500人。合計しまして、約2万1,700人ぐらいの規模になります。そのほか、行政事務の部分について、下の方の「厚生労働本省（地方厚生局）」は、800人程度を見込んでおります。

ということでございまして、それ以外、スリム化という形で削減されていくものが6,300人になるということです。6,300人のスリム化の内訳として、国民年金の収納等の業務で3,400人から3,500人ぐらいの削減が可能ではないかと計画をしているということでございます。

吉野委員 2ページ目の「効率化により強制徴収へ要員シフト」とあるのは、どこの話なんですか。

中野企画課長 それは、今、申しましたような中間層の方々に対する徴収業務を民間委

託することで生まれてくる要員などを、1,600 人程度活用して充てていくという計画をいたしております。

落合委員長 まだ御質問等あるかと思えますけれども、予定の時間ですので、厚生労働省社会保険庁からのヒアリングを終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

厚生労働省職業安定局からのヒアリング（ハローワーク関連業務）

落合委員長 それでは、引き続きまして、厚生労働省職業安定局から、ハローワーク関連業務につきまして、お伺いをしたいと思います。

厚生労働省職業安定局、高橋次長、よろしく願いいたします。恐縮ですが、短いですが、5分でお願いします。

高橋厚生労働省職業安定局次長 高橋でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、私どもの所管の事項に関しましては、今回「人材銀行事業」「キャリア交流プラザ事業」並びに「求人開拓事業」の3つの事業につきまして、公共サービス改革法に基づく対象事業ということにされておるわけでございます。

この3つの事業につきまして、これからどう実施していくかの基本的な考え方について、簡潔にポイントだけ私どもの考え方を申し上げさせていただきたいと思っております。

一つは、入札方式として、私どもといたしましては、この3つの事業いずれも、民間競争入札方式で行うのが適当であるし、また行っていきたいと考えております。この理由につきまして端的に申し上げますと、私どもは、キャリア交流プラザ事業にしても、求人開拓事業にしても、17年度から、実はモデル事業という形で既に民間競争入札方式によって実施をやってきておるわけでございます。

そうしたモデル事業の経験等から申し上げますと、入札実施事務ということをごなす上でも、実は非常に多くの民間企業の方から応札をいただいた。そういう意味で、かなり膨大な企画書というものを御提出いただいたわけでございますが、そうした膨大な一つひとつの企画書をすべて十分理解しながら、厳密に評価をした上でという事務をごなしてきておるわけでございます。実はこの入札実施事務をごなすだけでも、既存のぎりぎりの体制の中で実施をさせてきていただいております。

これに加えまして、官民競争入札ということになりますと、入札参加事務というものが、もう一方でかかってくる。当然、それぞれの事業について、専門的な知識なり、理解なりを持った上で、それぞれの事務をごなしていかなければならないわけでございまして、この入札実施事務に加えて、入札参加事務というものを更に新たに対応するというのは、現状の、まさに専門的な知識なり、ノウハウなりを踏まえた上での現状の組織、定員の状況では、事実上不可能である。

また、当然、新たな参加事務というものをこなしていくための組織というものも、新たに設定しなければいけないわけでございますけれども、そうしたことは、今でも相当なコストがかかっておるわけですが、かてて加えて、相当な膨大なコストというものが十分予想される。

そういう中では、私どもこの改革法の趣旨等をも踏まえると、官民競争入札については、適当なものではないと考えております。

ただ、仮に官民競争入札を実施するとしても、非常に重要な点でございます、入札実施

事務のセクションと入札参加事務のセクションとの間での情報の遮断、いわゆるファイアウォールの仕組みというものが必要不可欠になるわけですが、法律上は、これは行政機関の長が定めることになっております。しかし、当然、省庁横断的なファイアウォールについての考え方の基準というものがあってしかるべきだろう。この辺は、事前には内閣府の方からも、ガイドラインを示すというお話もあったと理解しておりますが、現時点におきまして、そうしたガイドラインというものは示されておらないわけでございます。

等々を考えますと、具体的に官民競争入札を検討するというのも、実は、現時点では不可能であるとも思っております。

なお、併せ申し上げておきたいと思いますが、この3つの事業のうち、どれだけのものを「市場化テスト」の対象にしていくかというときに、例えば人材銀行事業で申しますと、全国12か所のうち、今回3か所を対象にさせていただいている。これは、実は民間競争入札であったとしても、官がやっている事業と民間に任せるそれぞれの人材銀行事業の、言わば費用対効果ということは、それぞれを後で評価することは十分可能であるという考え方で、12か所のうち3か所を今回の対象にした。

これは、キャリア交流プラザ事業にしても、求人開拓事業にしても同様の考え方で選定をさせていただいたところでございまして、十分、官民との比較は可能であろうと思っております。

もう一点でございますが、入札の実施時期について、私どもは18年中ということでお答えをさせていただいておりますが、ここは、具体的に入札実施時期を特定する上では、基本方針なり、各行政機関の長が定めます実施要綱、更にそれぞれについては、貴委員会の議を経て定めるということになっておるわけでございます。現時点では、いつまでにそれができるのか等々、判然としない中では、残念ながら、すぐに何月と特定するわけにはまいらなかった。

ただ、モデル事業を実施している中でも、落札した企業さんの要望の中には、落札決定から実際の事業実施までに、やはりある程度の期間が欲しいという御要望もあったわけございまして、それらも含めて考えますと、来年の4月1日から実施する上で、遅くとも18年中に入札ができれば、十分可能ではないかと思っております。

以上でございます。

落合委員長 増田委員、どうぞ。

増田委員 今の3つの業務ですけれども、たしか3か年計画で3月に閣議決定されて、実施が決まっている事業だと私は理解しております。その後、先般の国会でのこの法律の成立を受けて今回提出をされているわけです。

ですから、官民競争入札あるいは民間競争入札の中で、一番先行してまさに政府として取り組む代表的な業務として実施されるものだと理解しているんですけれども、官民競争入札を実施することに、コストが膨大であるとか、増員が必要であるとか、焼け太りのよ

うに聞こえて、非常に後ろ向きな印象を持ちました。

もう閣議決定して、大臣がやると決めているものですから、いろいろと課題があったとしても、それを全部解決して、早めにやっていくというのが、当然誠実な姿であって、事務が膨大だというのは、逆にいうと、皆さん方の仕事をこなす能力が大変低レベルではないか。少し言い過ぎかもしれませんが、国民がそういう印象を持つのではないかと思います。

ですから、今回、この官民競争入札、勿論、物によっていろいろな、民同士のものになるかもしれませんが、どのようにこの3つの業務を先行して実施をして、法律が目指している簡素で効率的な政府にもっていくのかということ、やはり皆さん方がきちっとやらないとだめではないか。是非、早くその後の手続を具体的に示していただきたい。それから、省を挙げて、厚生労働省の英知を費やして、この3つの業務をいい形でもっていくということ、是非、国民に示していただきたいと思います。

落合委員長 何かありますか。

高橋職業安定局次長 今の御指摘の趣旨は、わからないわけではございません。そういう意味では、私ども全省庁の中でも、実はこの3つの事業を、ほかの省庁から比べましても、相当英断をもって対象の事業として提案をさせていただいているという意味では、私どもは、決して国民からそんなに指弾を受けるようなものではないと思っています。

法律の構成上、官民競争入札と民間競争入札と二つの方式が当然、規定をされているわけございまして、コストが膨大だということは勿論ありますが、それと同時に先ほども御説明させていただいたように、官民競争入札をやっていく上での不可欠な措置である、このファイアウォールの仕組みについても、必ずしもはっきりしたものがない。これは、厚生労働省で考えればいいのではないかという御指摘も、もしかするとあるのかもしれませんが、そこは果たしてどうなのか。やはり、今後、各省庁横断的な基準というものが、あってしかるべきだろうとも思っておりますが、そこら辺が必ずしも明確でない中で、私ともも、必ずしも、今の時点で官民競争入札を考えていくというのは、正直申し上げて、非常に問題点が多いとは思っております。

増田委員 もう一点だけ。

今のお話ですが、コストが膨大となり、増員等の措置が行われなければ、この問題が解決しないというような説明では、とても国民を納得させることができるようなものではないと思います。ですから、よほど考え直していただかないといけない。あと、今のファイアウォールの話にすぐ行かれましたけれども、これも、むしろそういうことであれば、政府部内で当然、夜を徹して議論して、解決すべき話だと思う。そういった統一的な見解が出されていないのであれば、この3業務を先行してやるということは決まっているわけですから、職員間の情報を遮断するファイアウォールをどうやってつくるかということ、そちらの方できちんと提案すべきであって、内閣府がガイドラインを示していなくても、自分たちのモデルを先行的に示して、それをスタンダードにすればいいのではないか。た

だ、それだけのことではないかと思えます。

ですから、今の話は、当初の説明も今の反論も、まさに本心が出たような気もするんですけども、私は全く後ろ向きであると。国民の理解は得られないのではないかと思います。

落合委員長 私の方からも1点質問したいのですが、ご説明によりますと、官民競争入札をすると、必要なコストも膨大になり、増員等の措置が行わなければならないというご説明は、厚生労働省の職業安定関係においてのみそういう趣旨なのか、それとも、およそ官民競争入札には、コストの増加と人員の確保というものが、ほかの省庁においても必要になるという一般的な説明なのでしょうか。特殊職業安定関係についてそういう趣旨なのか、この辺はどのような趣旨なのかお尋ねしたいと思います。

生田厚生労働省職業安定局総務課長 総務課長でございます。

私どもの仕事の中身が、入札に当たって、総合評価方式の競争入札なんですけれども、質の評価の部門が非常に多くございます。ですから、業務を実施する方は、当然、その業務の中身について相当詳しく知っていないとできないし、どういう形で入札するかという計画も立てられないんです。

判断する方も、具体的な業務がどうなっているのかというのがきちっとわかっていないとできないということもございまして、値段を割と簡単に決めるだけだとか、あるいは基準がきちり決まっているようなものだったらいいんですけれども、相当その質の判断について、あるいはその質の提案について、ソフト対策なものですから、私どもは手間暇がかかる分野だと思っております、こういう分野につきましては、なかなか厳しいものがあると思っております。

情報遮断の方法も、考えればいいとおっしゃってございまして、そうなのかもしれません。ただ、具体的にその入札を担当する人間と今、業務を担当する人間がございまして、今モデル事業でやっているのは、両方同じ人間がやっているものですから、その体制でできるんですけれども、それを仮に分けるとすると、それぞれの担当者がいないと回らないということになる。少なくとも、その事務をやる間は、ダブルでコストがかかるというのは、多分間違いないと思っております、それだけの人を育てないといけないというのは、ちょっと悠長な感じがしますが、そういう人をつくらないといけないということもございまして、なかなかこういった業務について、官民競争入札というのは、今の私どもの考え方では、難しいかと思っております。

ただ、例えば人材銀行で、12か所のうちの3か所について、民間の方をお願いをするという形で今、考えてございまして、どうしてそうしたかといいますと、入札の段階では、紙の計画だけしか出てこないものですから、結果としてどういう姿勢になるのかというのは、なかなかわからないんです。

モデル事業をやっているときも、評価委員会をつくりまして、民間の方にも入っていただいて議論していただいたんですけども、入り口の段階での評価だけでは、本当の評価

というのは得られなくて、最終的に、結果としてどうなっているのかというのを見てみないといけないのではないかという御指摘は相当ございました。

確かに、入札の段階では、紙をつくるのがうまい業者が落としまして、値段が比較的安くて、紙がうまくできていればいいという感じになりがちです。入札結果につきましても、やはり結果としていろんな御意見があったということもございますので、我々としては、結果で勝負をしたいということで、今回 12 分の 3 というやり方で、3 か所については民間でやっていただいて、それ以外のところと実質的な比較をする。就職率だとか、あるいは就職の満足度だとか、いろんな指標で評価していくということをきちっとやりたいと思っ
ていまして、効率的な行政サービスは必ずやりたいと思っているんです。

そのための方法として、今の段階では、官民競争入札はなかなかきつという感じでございます。

落合委員長 榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 今の、コストが膨大でというのと、増員の問題でどの程度かかるのか。それが一時的な話なのか、ずっとかかる話なのか。これは 3 年間の契約を対象とされているわけですが、当然その後も何かの形で続くわけですから、一時的にかかるコストであれば、それは 3 年間あるいはもっとその先の中で、一種の設備投資のようなものですから、吸収して、トータル安くなるということを立証していただければいいのではないかと思うんです。

ただ、これが一旦取りかかってしまうと、ずっとかかりますというのでは、それはおっしゃることもよくわかります。

ただ、膨大でとおっしゃったり、あるいは定員増とおっしゃっても、一体どの程度、どこにどういうコストがどれぐらいかかって、どれぐらい続くのかということも、もしそういうふうに御主張されるのであれば、明快にしていきたいと思います。その上で、我々がそのことが十分理解できれば、御主張はわかりますけれども、今の御説明だけでは、これはあくまで一時的にかかるし、何をもち膨大というのかよくわかりませんが、膨大という言葉もわからないし、恐らくそれは、ほんのごく一時的な話だろうと思います。

そうすると、その 3 年間、あるいはその先の中で、十分吸収できれば、トータルは安くなるという判断もできますので、官民の官の入札も是非、参加していただけたらいいのではないかと考えております。

落合委員長 本田委員、どうぞ。

本田委員 今のコストの問題なんですけれども、要するに、私は基本的には、いい結果であれば民でもいいと思うんです。しかし、官が参加するのに、大変コストがかかるというのは、非常にわかりません。

民は入札に参加するので、膨大な企画書作成といった大変な作業がある。官は今まで実際にやっている仕事ですね。そのためにどういうコストがかかるのか。

勿論、それはいろんな考えはあると思いますけれども、私は、官が参加しなければなら

ぬということはないと思います。結論的にきちんとやれば、民民でもいいと思うんです。逆に言いますと、今モデル事業をやっていらっしゃるわけですけれども、そこで民にお任せになったところの、それまでやっておられた職員の方は、今、何をやっておられるんですか。

生田総務課長 今まで、キャリア交流プラザ事業というものをモデル事業としてやらせていただきました。今まで、キャリア交流プラザ事業の第一線の仕事をしていたメンバーにつきましては、いわゆる非常勤の国家公務員の方でございまして、その方については、民間にやっていただいたときには、もう採用しないという形で今まで対応しています。

国の方で、入札の事務をやっているところがございましてけれども、それは入札の事務をやっているところが、実際のキャリア交流プラザについての本省から地方に対して指示する部局と全く同じでございまして、同じところでキャリア交流プラザ事業の運営と入札事務をやっておるわけでございます。

ですから、仮に情報遮断ということになりますと、双方の情報が一切伝わらないということ的前提に、別の部局というのをつくる必要があるのかもしれませんし、別の部局の上司というのがどうなるのかと考えていくと、最後、大臣に行き着くので、実際、そのファイアウォールをどうやってつくるのかというのは、本当に私どもも考えて悩んでおるんです。どうやれば情報が完全に遮断できるのかというのは、よくわからなくて、9条の2項の6号にその情報遮断の義務が書いてあるんですが、実際の具体的な実施方法を、たとえイメージでもいいので、内閣府の方に示していただければ、検討の余地もあるのかもしれません。今の段階では、なかなか具体的にどうしたらいいのかというのは、思いつかないという状態でございます。

入札に参加する方も、あるいは判断する方も、どちらも上司が最終的には大臣になってしまうものですから、どうやってやればいいのかという悩みがございます。

本田委員 情報遮断の問題というのは、また別の問題だし、幾らでも解決できると思うんです。

もう一点伺いたいのは、これはもう議論済みなのかもしれませんけれども、人材銀行事業とキャリア交流プラザ事業、求人開拓事業がありますね。これは、なぜばらばらですか。ある意味で、人材派遣なりいろいろなことを考えますと、それぞれ別々にするのはなくて、これは全部一括でということもあり得ますね。

地域が全く違うとか特別の問題があればともかく、いわゆる人材については、失業ないしいろいろな問題が全部絡んでくる。これは、それぞれ一緒ではなくて別々の会社でやるという発想なんですか。

生田総務課長 最終的に別々の会社になるかどうかというのは、また別問題でございまして、入札の結果だと思ってございます。

この三つの事業は、それぞれ特徴がございまして、まず最初に、簡単な方から、求人開拓事業について申しますと、雇用情勢が悪い地域に限定した対策でございます。そういう

地域については、積極的に出向いて求人を取ってくるという仕事がございます、それにつきましては、現在、先ほど申しましたように、非常勤の国家公務員の方にハローワークに勤務していただいて、回っていただいて、求人を取ってくるというやり方なんです。それを非常勤の方に頼むのではなくて、一括して民間にお願いするというやり方でやろうということでございます。

ですから、必要性があるのは、求人がたくさんあるところではなくて、ないところがございますので、全国でも限定された地域になるということ、そこで求人をどんどん取っていただくような仕事ということでございます。

キャリア交流プラザ事業といいますのは、主に中高年齢者の方で、どうやって仕事をしたらいいのかわからないとか、仕事をする気にならないんだとか、あるいは仕事の探し方がよくわからないんだとかという方について、カウンセリングだとかセミナーだとかをやって、仕事をする気になってもらったり、あるいは仕事を見つける気になってもらうというタイプの事業をやっているハローワークでございます。それにつきまして、今まで市場化テストのモデル事業という形をお願いをしてきたわけでございます。

いろんな業者の方がやられておりますけれども、同じ業者の方が複数のキャリア交流プラザをやられるということは、勿論あります。同じノウハウを使ってやった方が効率的だということも、多分あるんだと思います。それはあると思っています。

この人材銀行は、一番最後に付け加わった、「市場化テスト」の本番事業で初めて加わった事業でございますが、これにつきましては、専門的あるいは技術的な能力の高い方につきまして、全国12か所の人材銀行というのは現にございまして、それをそのままお任せする、公設民営という形をお願いをするという思想で対象になったものでございます。

これにつきましては、人材銀行で受けた専門的な求人を、人材銀行で受けた専門的な能力を持った求職者にマッチングするという事業をやっているところでございますが、これにつきまして、民間の方に3か所についてやっていただくということで取り組もうというものでございまして、それぞれの事業の性格が若干違うものですから、少なくとも、一体的にやるという感じに現段階ではなっていないくて、それぞれお願いしておるわけですが、最終的に応札される業者の方は、共通のことは当然でございます。

落合委員長 まだ御質問があるかと思っておりますけれども、大幅に予定の時間を超過していますので、一応ここでヒアリングは打ち切りにさせていただきます。いろいろ今のプレゼンというか、ヒアリングに関連しては、各委員ともさらに質問したいことは山ほどあると思うので、これを続けていますと、後の予定が実行できませんので。

吉野委員、一言だけですか。

吉野委員 もし、もう今、全部やめてしまうと云ったらば、それは困る。官がやらないと、どうしても困るということは何ですか。一つ、簡単に言ってください。

我々が、廃止してしまった方がいいと判断したときに、皆さんが、それは困るということ。

生田総務課長 この事業ですか。事業自体をですね。

最終的に廃止した方がいいという御判断がもし仮に出るとすれば、それはしょうがないのではないかと思います。最後はですね。

吉野委員 官でなければできないというものはないのですか。

生田総務課長 それはどういうことですか。おっしゃっている意味がよくわからないんですが、我々としては、この人材銀行事業にしても、あるいはキャリア交流プラザ事業についても、それぞれそれなりの能力を持ってきちんとやっているつもりでございますので、それは民間もやっていたらいい今、最終的に結果で評価していただければいいかと思っていますので、評価が出た段階でまた御議論させていただければと思います。

今の段階で、最終的なそれぞれの、例えばモデル事業で今、キャリア交流プラザというものをやっておるんですけども、その評価というのは10月とか11月ぐらいになると明らかになってくるんですが、そういった結果を見ながら、例えばキャリア交流プラザについてはどうするかという議論が、当然あり得るでしょうし、人材銀行については、まだ事業がスタートしていませんので、比較ができていませんけれども、人材銀行について民間がやった部分と官がやった部分でどういうふう実績が上がっていて、どうなっているのかというのを比較していただければいいし、それによって官はやめて民に全部移すだとかという議論は、当然出てくると思いますので、あくまで実績を見てみないと、そのための市場化テストだと我々は思っておりますので、あえてメニューとしてお出ししたわけで、それで最終的な成果を見ながら評価していただければいいのではないかと考えています。

高橋職業安定局次長 恐らく、今の御質問は、公共サービスとしてこの三つの事業が必要かどうかという御質問かと思えます。それは、実はまた別の問題かと思っております。

落合委員長 それでは、これでヒアリングを終了したいと思えます。どうもありがとうございました。